

銚子市野球場使用料（令和元年10月～）

（単位：円）

名称	区 分		単 位	使用料 (市内)	使用料 (市外)	
野 球 場 使 用 料	入場料その他 これに類する 金銭を徴収す る場合	児童、生徒及び学生野球チーム	1日(夜間は除く)	9,220	13,830	
		社会人野球チーム	1日(夜間は除く)	18,440	27,660	
		職業野球チーム	1日(夜間は除く)	88,000	132,000	
	入場料その他 これに類する 金銭を徴収し ない場合	市内児童、生徒野球チーム	午前		1,010	1,515
			午後		1,260	1,890
			夜間	前半	630	945
				後半	630	945
			1日		3,170	4,755
		その他の野球チーム	午前		2,680	4,020
			午後		3,350	5,025
			夜間	前半	1,680	2,520
				後半	1,680	2,520
			1日		8,450	12,675
	(摘要)					
1 単位使用時間は、午前は午前9時から午後1時まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間前半は午後5時から午後7時まで、夜間後半は午後7時から午後9時まで、1日は午前9時から午後9時までとする。						
2 本市の住民でない者が使用するときの料金は、当該規定使用料の額の5割増とする。						